

議案第81号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市小規模保育事業所選定委員会	宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)に規定する小規模保育事業を実施する事業所の審査及び選定に関する事務	5人	知識経験者 4人 公募による市民 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市保育所等選定委員会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)に規定する小規模保育事業を実施する事業所の審査及び選定に関する事務	5人	知識経験者 4人 公募による市民 1人